発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) 〈12・ 4 掲示〉 ○漁船損害等補償法による付保義務消滅(") (*y*) ○県統計調査の実施(7件) (統 計 課) ○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示 (治山林道課)

監杳公表

○監査の結果に関する報告に基づく措置結果

高知県告示第755号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

平成29年12月4日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

須崎町加入区

高知県告示第756号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項 の規定により平成25年7月高知県告示第456号で告示した次の加 入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平 成29年12月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に 付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示す

平成29年12月4日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

須崎町加入区

高知県告示第757号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成30年家畜頭羽数調查(乳用牛調查)

2 調査の目的

本県における家畜(乳用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

(3) 属性

乳用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - 才 飼養管理方式
 - カ 搾乳方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日 平成30年2月1日
- 5 報告を求める者

66戸

(1) 数

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第758号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査の名称
 - 平成30年家畜頭羽数調查(肉用牛調查)
- 2 調査の目的

本県における家畜(肉用牛)の飼養状況について実態調査を

行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 戸

(3) 属性

肉用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 飼養管理方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

平成30年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

176戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第759号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成30年家畜頭羽数調査(豚調査)

2 調査の目的

本県における家畜(豚)の飼養状況について実態調査を行 い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

豚飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 県外からの導入状況
- キ 頭数内訳
- (2) その基準となる期日 平成30年2月1日
- 5 報告を求める者
- (1) 数

17戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第760号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成30年家畜頭羽数調查 (鶏調查)

2 調査の目的

本県における家畜(鶏)の飼養状況について実態調査を行 い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

鶏飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- カ 鶏舎形態
- キ ヒナの県外からの導入状況
- ク 羽数内訳
- (2) その基準となる期日

平成30年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

138戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第761号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査の名称
 - 平成30年家畜頭羽数調查(馬調查)
- 2 調査の目的

本県における家畜(馬)の飼養状況について実態調査を行 い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

馬飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 施設の構造、棟数及び面積

- ウ 飼育目的
- 工 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

平成30年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1)数

9戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第762号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成30年家畜頭羽数調査(めん羊・山羊調査)

2 調査の目的

本県における家畜(めん羊・山羊)の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

めん羊・山羊飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 飼育目的
- ウ 品種別飼養頭数
- (2) その基準となる期日

平成30年2月1日

- 5 報告を求める者

9戸

(2) 選定方法

全数

(1) 数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第763号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成30年家畜頭羽数調査(その他の家畜調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (その他の家畜) の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

その他の家畜飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 種類

イ 戸数

ウ 頭羽数

エ 主な品種

(2) その基準となる期日

平成30年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

22戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成30年1月上旬から同年2月23日まで

高知県告示第764号

平成29年9月高知県告示第644号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所及び三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

土佐清水市下ノ加江1705番地

イ 氏名

濱田 良久

(2)ア 登記簿記載の住所

土佐清水市厚生町4番24号

イ 氏名

大塚 清基

(3)ア 登記簿記載の住所

幡多郡伊豆田村下ノ加江

イ 氏名

大塚 幸次郎

(4)ア 登記簿記載の住所

幡多郡伊豆田村布

イ 氏名

田村 清次郎

(5)ア 登記簿記載の住所

大阪府羽曳野市はびきの四丁目16番15号

イ 氏名

大塚 満則

(6)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木165番地

イ 氏名

大塚 嘉一

(7)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村皆尾594番地

イ 氏名

大久保 富康

(8)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村廣野549番地

イ 氏名

杉本 久万次

(9)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村下切99番地

イ 氏名

宮崎 永夫

(10)ア 登記簿記載の住所

宿毛市宿毛5336番地

イ 氏名

山岡 貞子

(11)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村下切248番地

イ 氏名

藤本 寝

(12)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木601番地

イ 氏名

宮田 孝

(13)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木793番地

イ 氏名

岡本 房太

(14)ア 登記簿記載の住所

千葉県我孫子市湖北台七丁目10番49-205号

イ 氏名

金光 久

(15)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村廣野109番地2

イ 氏名

宮田 芳助

(16)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村亀ノ川452番地

イ 氏名

沖 左太

(17)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村亀ノ川1043番地

イ 氏名

岩崎 章

(18)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木236番地

イ 氏名

東 正史

(19)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村下切248番地

イ 氏名

藤本 馬次

(20)ア 登記簿記載の住所

高知市旭天神町290番地

イ 氏名

藤本 善子

(21)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村廣野162番地

က

イ 氏名

大倉 斧太郎

(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村廣野468番地

イ 氏名

寺岡 芳太郎

(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木263番地

イ 氏名

大塚 淳吉

(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村狼内377番地

イ 氏名

野町 東太郎

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月農林省告示第992号(六に限る。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

-----監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

高知県監査委員 29高行管第203号 平成29年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

平成29年9月11日付け29高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 第1 総括において措置を求められたもの
- 1 指摘事項

(財務会計事務)

支出事務では、意思決定を行わないまま物品を購入し、 後日、日付を遡って決裁を受けている事例などが散見され た。予算執行を伴う事務では組織としての意思決定は基本 中の基本であることを認識すべきである。

加えて、日頃からの執行管理を徹底すること。

契約事務では、委託業務の契約書又は請書に、業務内容 を示した仕様書、設計書等を添付していないものが7件 あった。また、契約書で提出を求めている書類の提出を受 けないまま委託料を支払っている事例も散見された。

契約は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁 全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、各機関に おいて、今一度その重大性を再認識し、起案から決裁、決 裁後の施行、さらには支出までの一連の事務についての徹 底したチェックを強く求める。

収入事務では、年度当初に行うべき使用料の収入調定及び納入通知を翌年2月に行っている事例などが散見された。収入調定の遅延については毎年度同様の誤りがあることを重く受け止め、今後このようなことのないよう徹底すべきである。

(服務管理事務)

服務管理事務では、自動車運転時間に対して時間外勤務 命令を行っていない事例や、旅行命令、週休日の振替確認 等を決裁権者でない者が行っている事例が多数見受けられ た

このうち、自動車運転時間に対する時間外勤務命令が適 正に行われているかについては、先の出先機関前期監査に おいて、多数の機関で手続漏れが見受けられたことから、 本庁監査も踏まえ、県庁全体でそういった傾向にあるかど うかを見極めることとしていた。

その結果、本庁監査でも多数の機関において手続漏れが 確認されたことから、今回、この項目については、出先機 関も含め全庁的に改善を求める。

なお、事例のあった機関については、個別に改善を求めているところである。

また、関連して、旅行命令簿や週休日の振替等命令簿を確認する中で、決裁権者でない者が決裁をしたり、確認をしたりしていた事例が多く見受けられた。規則等により、決裁権者が不在のときに代決することができると規定されているが、安易な代決はするべきでなく、併せて改善を求める。

(今後の適正化に向けて)

今後の適正化に向けて、規則、通知等の内容を再確認 し、これらに沿った事務が執行されることを強く求める。

今回の監査結果については、指摘事項等のあった機関の みならず、指摘事項等のなかった機関においても、同様の 指摘のないよう全職員に周知されたい。

2 措置状況

(財務会計事務)

研修等において「収入・支出事務のチェックシート」等を活用し決裁時における各所属での確認を徹底するよう指導してきた取組に加えて、各所属におけるチェック体制の強化と執行管理を徹底するため、所属内のチェックの要となる課長補佐、次長に対し、会計書類や契約書等を確認する際のチェックポイントに特化した研修を新たに実施します。

さらに、契約事務が適正に行われるよう、契約事務の チェックシートを改訂し、職員の契約事務能力の向上と チェック機能の強化を図りますとともに、各所属で作成し ている契約書に不備等がないか、会計支援担当職員が定期 的に確認を行います。

また、特に事務処理の遅れが見られる年度初めの会計処理については、担当者間のみならず課長補佐やチーフとも情報共有することにより、所属内の執行管理を行っていくよう所属長等に対して指導を行うとともに、会計事務上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに相談・確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。(服務管理事務)

出張中の自動車運転時間について、時間外勤務の対象となる場合など改めて周知し、適正に時間外勤務命令を行うよう徹底を図りました。また、旅行命令や週休日の振替命令の決裁や代決についても、事務処理規則を確認するとともに、やむを得ず不在の場合に認められる代決を安易に行うことのないよう周知を行いました。

今後も、管理職員を対象とした服務説明会など機会を捉 えて関係規則等について周知を行い、適正な事務執行に取 り組みます。

(今後の適正化に向けて)

上記の取組に加えて、指摘のなかった他の所属において も、今後、同じ指摘を受けることのないよう、定期監査の 報告の内容について、全ての所属で共有し、適正な事務執 行に努めるよう徹底を図っています。

第2 指摘とされた機関

1 管財課

(1) 指摘事項

平成28年度の高知県庁本庁舎及び西庁舎等建物点検委託 業務の契約書に仕様書の別紙である点検項目等を記載した 書面を添付していなかった。また、同仕様書で受託者は業 務計画書を提出し、庁舎管理者の承諾を得ることとしてい るにもかかわらず、その提出を受けず、承諾をしていな かった。

(2) 原因又は理由

仕様書の別紙である点検項目等を記載した書面については、施行伺の時点では添付し、また、指名競争入札に当たっても、指名業者に対し事前に示していたものですが、契約締結を伺う支出負担行為決議の際に添付が抜かり、そのまま契約書を作成していたものです。

また、業務計画書については、同仕様書において作業着 手までに作成し、庁舎管理者の承諾を得ることと定めてい ましたが、受託者からの提出を受けることなく、業務が着 手され、完了に至ったものです。

いずれにおいても、契約書の厳格性、重要性に対する関係職員の認識の甘さが根底にあることに加え、委託業務により、契約書に定める内容や添付すべき書類、受託者に提出を求める書類等が様々異なる中、上司によるチェックの仕組みがルール化されておらず、各人の任意のチェックに任されていたことが原因です。

(3) 措置状況

課内でのミーティングを通じて、契約書の厳格性、重要性に対する認識を高めるとともに、決裁ルートにおけるチェックを確実に行うため、それぞれの委託業務ごとに、契約内容や添付書類、受託業者に求める事項等についてのチェックシートを作成し、それによるチェックを励行することで、適正な契約事務の執行に努めます。

2 医事薬務課

(1) 指摘事項

ア 平成28年7月に納品を受けた物品について、平成29年3月になって平成28年6月21日付けの経費支出伺を作成していた。また、納品時に請求書を受領していたにもかかわらず、平成29年4月になって支払を行っていた。

イ 平成28年10月に資金前渡を受けた研修負担金について、精算残額の戻入を平成29年2月になって行っていた。

(2) 原因又は理由

アについて

今回指摘のあった物品の購入については、平成28年度 当初予算に計上していたものです。

購入にあたっては、厚生労働省四国厚生支局が各県の 必要数を取りまとめ、購入先に個数を依頼、支払は各県 が行うことになっていました。

担当者は、厚生労働省四国厚生支局に購入予定数を報告するとともに平成28年6月に購入予定先へ購入価格等の聴き取りを行いましたが、購入予定時期まで期間があったことや優先する業務があったことから、後日、経費支出伺の作成をしようと思い、他の業務を優先してい

るうちに作成を失念してしまいました。また、平成28年7月29日に物品が納品された際、同封されていた納品書及び請求書を引き出しにしまったまま、会計処理を失念してしまいました。

平成29年3月29日に机の整理をしていた際、納品書と請求書を見つけ、会計処理を失念していたことを思い出しました。直ちに購入価格の聴き取りを行った日に遡って経費支出伺を作成し、事情を説明したうえで決裁を受け、平成29年4月6日に支出命令を作成し、同月12日に11,448円を支払いました。

イについて

担当者は、長期研修終了後、前渡資金の残額2,139円について、課内で戻入決議書の決裁を受け、会計管理課に合議したところ、会計管理課から納入通知書の作成を指示されました。しかし、作成方法が分からなかったことから、後で課内の他の担当者に相談しようと思い、他の業務を優先しているうちに、納入通知書の作成を失念してしまいました。管理職員等も戻入決議書の決裁が終わっていたことから、戻入が完結しているものと判断していました。

平成29年2月に、総務担当者が3月末決算見込みの作業を行っていた際、戻入が未完結となっていることが判明し、担当者からの経緯を確認するとともに、顛末書を添付し戻入処理を行いました。

(3) 措置状況

これらの指摘は、共通して担当者の基本的な事務処理の 認識不足と、管理職員等によるチェックや会計事務経験の 浅い職員への一歩踏み込んだ支援が十分ではなかったこと に起因しています。

今回の事案を踏まえ、今後このようなことがないよう、 次のとおり取組を実施しております。

ア 所属職員全員に、今回の指摘事項の概要を周知し、 適正な事務処理を促しました。

- イ 会計事務の経験の浅い職員に基本的な会計事務を再確認させるため、平成29年4月に開催されました会計管理課主催の「会計事務初任者研修会」を受講させました。
- ウ 課内事務で頻度の多い会議開催時の対応や資金前 渡、物品購入時の会計に関する注意事項を作成し、職 員全員へ配布しました。
- エ 管理職員や会計事務の経験の長い職員が常に目を配り、経験の浅い職員が相談しやすい組織風土を醸成するとともに、管理職員等だけでなく決裁を行う職員全体で、チェック機能を働かせ、より手厚い支援を行います。

これらの取組を実施するとともに、予算執行を伴う事務の基本である組織としての意思決定に留意し、今後も高知県会計規則等関係法令に則った、適正な事務処理を行うことはもとより、機会あるごとに必要な書類の確認や事務手続について周知徹底を行い、適正な事務処理に努めてまいります。

3 障害保健福祉課

(1) 指摘事項

平成28年度高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金において、平成28年5月16日付けで交付決定を行っていたにもかかわらず、同年4月1日から実施した事業の経費を含めて補助事業の対象とし、補助金を交付していた。

(2) 原因又は理由

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の一部改正を行うにあたり、平成28年3月1日に起案した後、多数の関係職員による確認が必要であったこと等から、決裁が同年3月30日となり、期間を要してしまいました。

その後、補助事業者である市町村からの交付申請の受付から交付決定までにさらなる期間を要してしまい、交付決定日が事業開始日である4月1日を経過してしまったものです

本来であれば、事業開始日までに交付決定を行う必要がありました。また、今回のように事業開始日までに交付決定が間に合わない場合であっても、その事業内容等から判断し必要と認める場合は、交付決定日以前の事業実施期間についても補助対象期間とすることについて、補助金交付決定通知書に明示しておくことが必要でしたが、失念していたものです。

(3) 措置状況

今後、事業開始日までに交付決定を行うことができるよう、補助金交付要綱の改正の早期着手及び市町村への事前の情報提供に努め交付決定までの処理を短縮するとともに、組織としても、交付決定や事業実績報告の内容について、よりきめ細やかなチェック体制を構築することで、再発を未然に防ぐよう努めます。

4 県民生活・男女共同参画課

(1) 指摘事項

平成27年度のこうち男女共同参画センターの管理代行料について、年度協定書では精算をすることを定めていないにもかかわらず、精算を行って委託料の額を確定し、既に支払った金額との差額を戻入させていた。

(2) 原因又は理由

こうち男女共同参画センターについては、公募により「こうち男女共同参画社会づくり財団」を指定管理者とし

て指定し、県と財団との間で交わした基本協定書及び年度 協定書に基づき支払を行っています。

平成27年度の事業終了時に、基本協定書第8条の2の規定に基づき、財団から剰余金の県への納付について申し出があり、県と財団との協議のうえ、財団から県に納付すべき額を定めました。

この納付すべき額の決定後、基本協定書に基づき剰余金 を歳入として受け入れるべきところ、錯誤により基本協定 書及び年度協定書に定めのない精算という形で委託料の額 を確定し、差額を戻入させたものです。

(3) 措置状況

指摘のあった事項については、協定書の内容を再確認するとともに、今後は、協定書に基づいた正しい事務処理を 決裁権者である管理職をはじめ職員に周知徹底し、適正な 会計事務の執行に努めます。

5 産業創造課

(1) 指摘事項

平成28年度のIT人材誘致促進事業委託業務の契約において、仕様書を添付していない請書を受け取っていた。

(2) 原因又は理由

請書には仕様書を添付しなければならないという認識が 不十分で、契約の相手方から提出された請書への仕様書の 添付の有無を十分に確認しないまま受け取ったことによる ものです。

(3) 措置状況

今回の指摘については、契約規則等の契約事務に関する 理解の不足が招いたものであることから、適正な契約事務 の執行について職員に改めて周知徹底をしました。

今後は、管理職員も含めた相互チェックを徹底するよう チェック体制の強化を図り、再発防止に努めていきます。

6 地域農業推進課

(1) 指摘事項

平成29年度直販所活性化セミナー開催委託業務及び平成 29年度6次産業化支援委託業務の契約書に仕様書を添付し ていなかった。

(2) 原因又は理由

決裁後の施行については、担当者に任せており、複数人でのチェック体制が構築できていなかったことと、担当者の契約事務に関する認識が不十分であったことが原因だと考えています。

(3) 措置状況

定期監査における不適正な事務処理の指摘を受け、当課 全職員でその内容を反省するとともに、再発防止に向けた 話し合いを行い、今後の対策を以下のとおりとしました。 決裁後の施行においては、公印の押印前の契約書の校合 などの確認に担当チーフと事務課長補佐2名を加えること とし、十分なチェックの徹底を図ることとします。

契約事務の知識の向上に関する取組につきましては、会計管理課の実施する会計事務基礎研修に、総務担当職員のみならず、契約事務を伴う委託業務等の実務に携わる職員の参加を義務づけ、契約の意義や重要性を含め、基本を改めて徹底し、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

また、事務経験年数が少ない職員に対しては、担当チーフ及び事務課長補佐による指導とフォローに取り組むこととします。

契約は、契約当事者である県庁全体の信頼性にも多大な 影響を及ぼす重要な法律行為であることを再認識し、改善 に向けて、職員の知識の向上やチェック機能の強化を図 り、適正な執行に努めてまいります。

7 十木政策課

(1) 指摘事項

平成28年度土木部技術職員基礎研修委託業務の契約書に 仕様書の一部である研修内容を記載した書面を添付してい なかった。

(2) 原因又は理由

今回の契約書に仕様書の一部である研修内容を記載した 書面が添付されていなかった原因については、研修内容を 記載した書面を仕様書とは別ファイルで作成して、仕様書 に別添様式として添付する形をとっていたことによりま す。

(3) 措置状況

今後は、添付抜かりが発生しないように、別添様式では なく、仕様書に研修課目を直接記載することにより、ミス が生じないようにしました。

8 河川課

(1) 指摘事項

平成28年度の鏡川水系正常流量及び河川環境検討委託業務の契約書に仕様書を添付していなかった。

(2) 原因又は理由

契約の締結は、受注者側に契約書を2部(正副)提出してもらったものに知事印を押印していますが、担当者が受注者から契約書の提出を受けた際に仕様書の添付が必要な契約であると認識しておらず、設計書の添付のみを確認し、これを受理し契約を締結したものです。

(3) 措置状況

今後は、契約を締結する際には、設計書や仕様書など契 約書に添付する書類の有無を確認したうえで、契約書の内 容に不備がないか複数人でチェックを行い、適正な事務の 執行に努めます。

9 住宅課

(1) 指摘事項

平成28年度こうち健康・省エネ住宅標準設計モデル委託 業務の契約書に仕様書を添付していなかった。

(2) 原因又は理由

契約担当者の契約事務における基本的知識が欠如していたのに加え、契約締結時における上司のチェック体制が十分でありませんでした。

(3) 措置状況

まず、課内全員に指摘事項についての情報共有を行いました。そのうえで、今後は会計管理課作成のチェックシートに基づき複数人でチェックすること、契約書を作成する際の「校合」を直属のチーフが行い押印をすること、決裁に当たっては、総務チームの確認を受けること等の措置を取ることとしました。

29高教政第545号 平成29年10月27日

高知県監査委員 様

高知県教育長

.0

定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

平成29年9月11日付け29高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しま したので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項

機関名:学校安全対策課

(1) 指摘事項

平成28年3月28日付けで許可をした嶺北高等学校及び高知 農業高等学校の一部目的外使用について、平成28年度当初に 行うべき使用料1,353,733円及び34,587円の収入調定及び納 入通知を平成29年2月に行っていた。

(2) 原因又は理由

当課では、毎年、本山町に嶺北中学校の学校施設として嶺 北高等学校の土地、建物及び工作物の一部を、また、企業組 合ごめんシャモ研究会にシャモの貯卵庫、孵卵機等の設置場 所として高知農業高校の土地及び建物の一部をそれぞれ目的 外使用の許可を行っております。

ご指摘のありましたこの2件については、使用許可期間が会計年度当初から開始することから、年間使用料を会計年度の4月末日までに、申請者に納入させなければならないこととなっていたため、平成28年3月28日に目的外使用許可を決定し、翌日、本山町及び企業組合ごめんシャモ研究会に許可書を送付しましたが、収入調定及び納入通知は4月1日に行うこととしていました。その後、担当者が人事異動で転出し、引継ぎを受けた後任者が、許可はしているが収入調定がまだなされていないことを認識していなかったことや、4月

斑

末日時点で収納されていなければならない使用料の収納状況 の精査・確認ができていなかったことなどから、当該使用料 にかかる収入調定が漏れていることに気付かず、本山町及び 企業組合ごめんシャモ研究会への使用料の納入通知が遅れた ものです。

(3) 今後の対応

指摘事項を厳しく受け止め、目的外使用許可を要する対象 物件及び債務者を一元管理できるようチェックリストを作成 することにより、許可書の決裁及び送付と収入調定及び納入 通知を一連の業務として漏れなく行っているかの確認をする こととしました。

また、目的外使用料の納期である4月末日時点での収納状 況を複数職員で確認することにより、再発防止に努めます。

機関名:幼保支援課

- (1) 指摘事項
 - ① 平成29年度に繰り越した平成28年度認定こども園施設整 備費補助金2件及び平成28年度保育所・幼稚園等高台移転 施設整備事業費補助金1件について、繰越明許費の配当が あった平成29年度当初に行うべき支出負担行為を行ってい なかった。
 - ② 平成29年度の多機能型保育支援事業費補助金において、 一部改正をした交付要綱を平成29年5月1日に施行し、同 年4月1日に溯及して適用していた。
- (2) 原因又は理由
 - ① 平成28年度認定こども園施設整備費補助金及び平成28年 度保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金の繰越 承認を行った後、平成29年度繰越明許費の配当があった時 点で繰越明許費での支出負担行為を行うことを失念してお りました。
 - ② 多機能型保育支援事業費補助金に係る交付要綱について は平成29年3月より補助金交付要綱の改正作業を行ってい ましたが、補助の対象範囲や補助条件等の検討及び見直し に時間を要したため、平成29年5月1日の施行となりまし た。

(3) 今後の対応

高知県監査委員 様

指摘事項を厳しく受け止め、今後は、担当者だけでなく管 理監督の立場にある職員が事業の進捗管理と併せて会計事務 処理の状況について確認を徹底し、適正な事務の執行に努め ます。

また、不適切な事務処理を防ぐため、年間のスケジュール を職員間で共有し進捗を管理するとともに、複数の職員によ るチェック体制を図り、再発防止に努めます。

会計発第212号

平成29年10月12日

高知県公安委員会委員長

平成29年度定期監査結果に対する措置について(通

平成29年9月11日付け29高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果につきましては、別紙のとおり措置しましたので、地 方自治法第199条第12項の規定により通知します。 別紙

> 平成29年度定期監査結果(本庁)に対する措置につ いて

警察本部 (契約事務)

- 1 指摘事項
- (1) 平成28年度の高知警察署下知交番用地地質調査委託業 務の変更契約書に設計図書を添付していなかった。
- (2) 高知警察署新庁舎に係る平成28年度の免震構造等性能 評価について、契約書の作成を省略することができるもの に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかっ た。また、当該契約は、平成28年11月11日付け性能評価申 請書により申し込んでいるが、支出負担行為を同年12月に なって行っていた。
- 2 不適正な事務処理の原因等
- (1) 変更契約書作成時における設計図書添付について、契 約事務担当者が失念したことに加え、決裁時において上司 が把握できなかったことが原因です。
- (2) 契約書を省略できるものと勘違いしたことに加え、従 前、実施設計業務の委託料に含めて予算計上していた免震 構造等性能評価鑑定手数料について、高知警察署の新築工 事から別立てでの予算計上へと変更しましたが、予算要求 の担当者と執行担当者間の連携不足により、月遅れの処理 となったことに加え、上司による業務管理と予算執行管理 の不徹底が原因です。
- 3 措置状況

会計経理に携わる職員に対して、会計経理の基本にのっ とった正確・明瞭な事務処理が行われるよう指導を徹底する とともに、職員一人ひとりに公金を扱う意識の醸成を図りま す。

併せて、業務主管課である装備施設課では、平成29年4月 以降、業務と責任の明確化を図るために、課長以下の職員が 「チェックシート」による確認を行い、高額な工事では、業 務管理とコスト管理を徹底するための専門チームを立ち上げ るとともに、新たに人員2名を配置して内部チェック体制を 強化し、今後における同種事案の再発防止に努めています。